

## 第1章

# 「特定された資産」と「支配」の要件とは 新リース会計基準における 「リースの識別」のポイント

### 【この章のエッセンス】

● 現行基準と本公開草案ではリースの定義が異なることから、従来リースとして認識していなかった契約についても、リースが含まれると判断される場合がある。

● リースの識別のための要件（「特定された資産」、「支配」）が明確に定められている。

## はじめに

2023年5月2日に企業会計基準委員会より、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」（以下、「本会計基準案」という）、企業会計基準適用指針公開草案73号「リースに関する会計基準の

適用指針（案）」（以下、「本適用指針案」という）ならびに関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針および実務対応報告の改正に関する公開草案（以下、あわせて「本公開草案」という）が公表された。

本公開草案は、2016年1月に国際会計基準審議会（IASB）より公表された国際財務報告基準（IFRS）16号「リース」（以下、「IFRS 16号」という）の主要な内容を取り入れることにより当該基準との整合性を図ることで、主として借手に関して、すべてのリースについて資産および負債を計上することに対する財務諸表利用者のニーズを充足するとともに国際的な比較可能性を確保し、さらにはIFRSを任意適用して連結財務諸表を作成する企業がIFRS 16号の定めを個別財務諸表に適用

しても、基本的に修正が不要となるような会計基準とすることが提案されている。一方で、貸手の会計処理については基本的に企業会計基準13号「リース取引に関する会計基準」（以下、「企業会計基準13号」という）の定めを維持することとされている。

具体的に借手においては、（少額リースと短期リースの簡便的な取扱いが適用されるリースを除き）単一のオンバランス会計モデルが適用されている点について、現行基準である企業会計基準13号および企業会計基準適用指針16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、「適用指針16号」という）、また「企業会計基準13号」と「適用指針16号」をあわせて「現行基準」というから大きく改正されている。

この借手における単一のオンバランス会計モデルの導入により、現行基準では賃貸借処理として発生時に費用処理されていたオペレーティング・リース取引、およびリースとして識別されていなかった取引についても使用権資産ならびにリース負債の計上対象となることから、企業の各種財務指標や経営指標に大きな影響を与える可能性がある。

本特集においては、新リース会計基準を検討する際の入口の論点であり、かつ、企業の財務諸表に重要な影響を与え得るリースの範囲の拡大に焦点を置き、本公開草案に基づいて行うリース契約の識別のポイントについて解説を行う。

なお、契約にリースを含むか否かにより、契約当事者の呼称は異なる（本適用指針案BC8項）。以降、図表1のとおり使い分けをしている。

また、第1章および第2章における意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りしておく。

（図表1） 契約当事者の呼称の使い分け

リースを含むかの判断の段階	リースを含む場合
顧客	借手
サプライヤー	貸手